



JCSS

技術的要求事項適用指針

登録に係る区分：電気（高周波）

校正手法の区分(呼称)：レーザパワー測定器等

【光減衰量】

（第5版）

改正：2021年3月26日

**独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター**

この指針に関する全ての著作権は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に属します。この指針の全部又は一部転用は、電子的・機械的（転写）な方法を含め独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターの許可なしに利用することは出来ません。

発行所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター
住所 〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49-10
TEL 03-3481-8242
FAX 03-3481-1937
E-mail jcoss@nite.go.jp
Home page <https://www.nite.go.jp/iajapan/jcoss/>

目次

序文	4
1. 適用範囲	4
2. 引用規格及び関連文書	4
2.1 引用規格	4
2.2 関連文書	4
3. 用語	4
4. 参照標準	5
4.1 特定標準器等による特定二次標準器の校正範囲	5
4.2 特定二次標準器又は常用参照標準による校正範囲	5
4.3 参照標準の校正周期	5
4.4 特定二次標準器又は常用参照標準等の具備条件	6
5. 設備	6
6. 測定の特レーサビリティと校正	7
6.1 校正用機器	7
7. 施設及び環境条件	7
7.1 施設	7
7.2 環境	7
8. 校正方法及び方法の妥当性確認	7
9. 最高測定能力及び測定の不確かさ	7
9.1 最高測定能力	7
9.2 測定の不確かさ	8
10. サンプルング	8
11. 校正品目の取扱い	8
12. 結果の報告(校正証明書)	8
13. 要員	8
14. サービス及び供給品の購買	8
15. 登録申請書の記載事項	8
16. その他	8
別添1 登録申請書及び登録申請書別紙の記載事項の例	9
別添2	10

J C S S
技術的要求事項適用指針
登録に係る区分：電気（高周波）
校正手法の区分(呼称)：レーザパワー測定器等
光減衰量

序文

この技術的要求事項適用指針（以下「適用指針」という。）は、J C S Sにおいて登録の要件として用いるISO/IEC 17025(JIS Q 17025)に規定されている技術的要求事項の明確化及び解釈を次の適用範囲について示すことを目的とする。

1．適用範囲

この適用指針は、J C S Sにおける登録に係る区分「電気（高周波）」のうち光減衰量について定める。

2．引用規格及び関連文書

2．1 引用規格

ISO/IEC 17025：2005 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
（JIS Q 17025(2005)と同等）

International vocabulary of basic and general terms in metrology(VIM)(1993)
（国際計量基本用語集）

JIS Z 8103(2000) - 計測用語

JIS Z 8703(1983) - 試験場所の標準状態

2．2 関連文書

J C S S登録の一般要求事項（認定 - 部門 - JCRP21）

I A J a p a n測定トレーサビリティに関する方針（認定 - 部門 - URP23）

J C S S校正方法及び不確かさの見積もりに関するガイド集

3．用語

3．1 この適用指針の用語は、ISO/IEC 17025、VIM、JIS Z 8103 及びJIS Z 8703 の該当する定義を適用する。

3．2 この適用指針では、次の定義を適用する。

特定二次標準器：特定標準器等により校正された光電検出器

常用参照標準：特定二次標準器に連鎖して校正された光電検出器又は光減衰器等であって、校正事業者の保有する最上位の標準器

ワーキングスタンダード：特定二次標準器又は常用参照標準により校正された光電

検出器又は光減衰器等であって校正作業に使用するもの
校正用機器：校正に使用する機器で、特定二次標準器、常用参照標準及びワーキングスタンダード以外のもの

4. 参照標準

4.1 特定標準器等による特定二次標準器の校正範囲

特定二次標準器	波長の範囲	校正範囲
光電検出器	1310 nm又は 1550 nm	0 dBm を基準とする、 10 dB 以上 90 dB 以下(10 dB 間隔) または 9 dB以上 90 dB以下(9 dB 間隔)

4.2 特定二次標準器又は常用参照標準による校正範囲

1) 校正対象機器

校正対象機器は表1のとおりとする。

表1 校正対象機器

使用する標準器	校正対象機器
特定二次標準器又は常用参照標準	光電検出器、光減衰器

2) 校正範囲

特定二次標準器又は常用参照標準を保有して校正を行ういずれの校正事業者も、校正範囲の拡大については原則次のとおりとし、技術的妥当性が確認された後、校正範囲の拡大を行うことが出来る。現状では校正範囲の拡大は行われていないが、校正範囲の拡大が必要となった場合には見直しを行い、各技術的要求事項適用指針に反映させる。

校正範囲の拡大の方法は、技術的に確立された方法であり、範囲の拡大に伴う不確かさの算出が可能な方法であること。

校正範囲の拡大を行う場合は、校正方法の妥当性確認について文書化すること。

4.3 参照標準の校正周期

1) 特定二次標準器の校正周期

校正実施日の翌月の日から起算して1年とする。

ただし、校正事業者が特定二次標準器について定期的な検証を行うなかで、特定二次標準器に異常等が検出された場合は、上記の期間内であっても特定標準器等による校正を受けなければならない。

(注) 特定二次標準器の精度管理のために、特定二次標準器とは別の標準器(ワーキングスタンダードを兼ねても良い)を備え、定期的に特定二次標準器と比較し特定二次標準器の性能を検証すること。

(例) 特定二次標準器の検証の方法には、複数の標準器による群管理等がある。

2) 常用参照標準の校正周期

校正周期は校正実施日の翌月の日から起算して1年以内であって、常用参照標準の安定性が確認できる範囲内で校正事業者が定めるものとする。

4.4 特定二次標準器又は常用参照標準等の具備条件

1) 特定二次標準器(光電検出器)

- ・ 光ファイバ用の光電検出器であって、デジタル出力機能を有していること
- ・ シングルモードファイバ用のFC/PCコネクタ用アダプタを具備していること
- ・ 直線性が保たれる範囲の上限が基準 0 dBm 以上であること
- ・ 直線性が 0.03 dBより良いことが望ましい
- ・ 指示計の分解能が 1 / 1000 dB より良いことが望ましい

2) 常用参照標準(光電検出器、光減衰器)

光電検出器

- ・ デジタル出力機能を有していること
- ・ 必要な直線性が保たれる範囲が十分であること
- ・ 指示計の分解能が十分であること
- ・ その他、常用参照標準として適切な性能を有するものであること

光減衰器

- ・ 機械的安定性があり、十分な光減衰量再現性を有すること
- ・ できるだけ干渉や偏光依存性の影響を軽減する構造であること
- ・ その他、常用参照標準として適切な性能を有するものであること

- 3) ワーキングスタンダードの具備条件は、特定二次標準器又は常用参照標準の具備条件を参考に、適切に選択すること。また、ワーキングスタンダードの校正周期は特定二次標準器又は常用参照標準の校正周期を参考に適切に設定すること。

5. 設備

校正用機器及び設備の例を表2に示す。

- 1) 表2に例示する機器は全てを保有する必要はなく、校正方法により必要な機器を組み合わせ使用して使用する。
- 2) 校正事業者が実現しようとする不確かさによって、使用する機器等に必要な仕様は異なる。
- 3) 表2に掲げる校正用機器は、使用頻度、使用履歴、機器の特性等を考慮し実態に即した校正周期又は点検周期を設定することが望ましい。

表2 校正用機器及び設備(例)

名称	仕様
光ファイバ光源	波長 1310 nm又は1550 nm 光ファイバ 開口数(NA) 0.2 以下のシングルモード光ファイバ 安定度 1 / 100 dB 以下(1時間)
光スペクトル解析器	波長範囲 600 nm ~ 1700 nm 波長確度 ± 100 pm
光減衰器	60 dB 0.01 dB ステップ
温度計(環境管理用)	0 ~ 50 ± 0.5 以下
湿度計(環境管理用)	30 % ~ 70 % ± 10 % 以下

6．測定のトレーサビリティと校正

6．1 校正用機器

光減衰量の校正結果の不確かさ又は有効性に重大な影響を持つ校正用機器は、「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」(URP23)に定める方針に従うこと。

(注) 室内環境測定器であって不確かさに重大な影響を与える場合も「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」に従うこと。

7．施設及び環境条件

7．1 施設

恒久的な施設であること。移動校正又は出張校正等で恒久的な施設以外の場所で校正を実施する場合は、7．2 環境を参考にして環境条件について文書化すること。

7．2 環境

校正室の環境は、適確に管理され、定期的な環境測定を行うこと。

1) 校正室の温度

校正室の温度は 23 を標準状態として管理し、温度の許容差は校正に必要な範囲で定めること。温度の許容差は最大でも ± 2 以内に設定することが望ましい。なお、必要な場合は校正室の温度分布の許容差を定めて管理すること。

(参考) JIS Z 8703 によると、 23 ± 1 は温度1級、 23 ± 2 は温度2級、 23 ± 5 は温度5級に相当している。

2) 校正室の湿度

校正室の湿度は 50 %を標準状態として管理し、湿度の許容差は ± 20 %以内に設定することが望ましい。

(参考) JIS Z 8703 によると、 $50 \% \pm 2 \%$ は湿度2級、 $50 \% \pm 5 \%$ は湿度5級、 $50 \% \pm 10 \%$ は湿度10級、 $50 \% \pm 20 \%$ は湿度20級に相当している。

8．校正方法及び方法の妥当性確認

1) 校正方法は、技術的に確立された公知の方法であること。

2) 常用参照標準を用いて行う校正の方法を選定する場合、「JCSS校正方法及び不確かさの見積もりに関するガイド集」に記載がある場合、参考にすることが望ましい。

3) 校正手順書は申請範囲を全て網羅し、具体的かつ詳細に記載されていること。

(機器の操作方法だけを記述したものではなく、校正の原理、校正方法、校正手順、校正作業上の注意等を記述すること。)

4) 校正方法の妥当性確認(必要な場合、校正範囲の拡大を含む)について文書化し記録すること。

9．最高測定能力及び測定の不確かさ

9．1 最高測定能力

校正事業者は、自らの技術能力の範囲で実現できる一番小さな不確かさを最高測定能

力とすること。

(注) 最高測定能力の定義は、「JCS S登録の一般要求事項」を参照のこと。

9.2 測定の不確かさ

「JCS S 校正方法及び不確かさの見積もりに関するガイド集」に記載がある場合、参考にすることが望ましい。

10. サンプルング

特になし

11. 校正品目の取扱い

特になし

12. 結果の報告(校正証明書)

必要な場合、校正条件について明記すること。校正証明書の記載事項の例は、JCS S登録の一般要求事項を参照のこと。

13. 要員

特になし

14. サービス及び供給品の購買

- 1) 必要な場合、光源、光減衰器、光スペクトル解析器、光ファイバ等の品質及び/又は購入先について文書化し記録すること。
- 2) 校正結果の不確かさ又は有効性に重大な影響を持つ校正用機器を外部校正する場合の依頼先は、計量法校正事業者登録制度による登録事業者又は「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」(URP23)を満足する校正事業者であること。

15. 登録申請書の記載事項

申請書及び申請書別紙の記載事項の(例)を別添に示す。

16. その他

特になし

別添 1 登録申請書及び登録申請書別紙の記載事項の例

登録申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所 県 市 町 番地××号
 名所 ×××工場
 代表者の氏名

計量法第 1 4 3 条第 1 項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

1. 登録を受けようとする第 9 0 条第 1 項の区分並びに第 9 0 条の 2 の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力

電気（高周波）（詳細は別紙のとおり）

2. 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

名称： ×××工場

所在地： 県 市 町 番地××号

3. 計量法関係手数料令別表第 1 第 1 2 号の適用の有無

なし

別紙

例

登録に係る区分： 電気（高周波）

恒久的施設で行う校正

校正手法の区分の呼称	種類	校正範囲		最高測定能力(k=2)又は(信頼の水準約 95%)
レーザーパワー測定器等	光電検出器	nm	dB	. dB
			dB	. dB
		nm	dB	. dB
			dB	. dB
	光減衰器	nm	dB	. dB
			dB	. dB
		nm	dB	. dB
			dB	. dB

別添2

校正範囲の拡大について

- 1．現在までに技術的に妥当であると認められた「校正範囲の拡大」の事例はありません。
- 2．この「校正範囲の拡大について」の見直し
今後、校正範囲の拡大について見直しを行い、技術的要求事項適用指針に反映させます。

第5版 改正の主なポイント

- ・ 計量法施行規則改正に伴う、登録申請書様式からの押印の削除。
- ・ IAJapanホームページアドレスの変更。
- ・ 発行所の電話番号の修正。